

令和3年度茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、知事は、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため必要な経費等について、地域医療介護総合確保基金を財源として、令和3年度予算の範囲内において、介護サービス事業所等を運営する事業者に対し、茨城県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要項及び茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(交付対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる介護サービス事業所等は、茨城県内に所在する別表1の介護サービス事業所等とする。

(補助事業、交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（以下「補助事業」という。）は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和3年4月8日老発0408第1号、最終改正令和3年5月21日発0521第5号）の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づく、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下、「交付対象経費」という）は、別表2に定めるとおりとし、補助基準単価は、別表5に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額の算定に当たっては、別表5に定める対象事業所・施設ごとに、補助基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付方法)

第5条 補助金は、補助対象事業の完了後交付する。ただし、知事が必要と認めるときは概算払により交付することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の申請をしようとするものは交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 概算払での申請を行う者は、交付申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、第6条第1項による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助金額を確定し、その決定の内容を補助金交付決定通知書及び額の確定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 知事は、第6条第2項による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し、次の条件が付されるものとする。

1 補助事業の内容の変更(知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合は、事業変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出して承認を受けなければならない。

2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出して承認を受けなければならない。

3 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理しかつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

5 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の

全部又は一部を県に納付させることがある。

- 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 7 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び消費税額控除報告書（様式第7号）により、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。
- 8 補助事業を行う者が1から7までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の交付）

第9条 知事は、補助事業完了後に、第7条第1項で決定した額を精算払により、同条第2項で決定した額を概算払により交付する。

（実績報告）

第10条 第7条第2項による補助金交付の決定を受けた者は、補助事業の完了の日（補助事業を中止し、又は廃止した場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、確定通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知する。

（補助金の返還）

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずる。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。